

= 12月は“町税等の徴収強化月間”です！ =

町では、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）および使用料（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅料、水道料、下水道料、医療費）などの徴収強化に取り組みます。

【徴収強化の取り組み】

○納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが困難な方からの相談を随時受け付けていますので、決してそのままにせず、必ずご相談ください。

○催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付されていない方に対し、文書・電話による催告、自宅や勤務先へ訪問します。

○滞納処分等の強化

町税および使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約等を守らない方などに対して、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査等を実施し、差し押さえ等の滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付されていない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付ください。

なお、納付書が見当たらない場合は、役場までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から町税や使用料などが各納期限に合わせて自動的に引き落とされますので、日中お忙しい方や不在がちな方などに大変便利です。

口座振替を希望される方は、預金通帳と通帳使用印をご持参の上、町内の金融機関でお申し込みください。

納付に関する相談は随時受け付けていますので、お早めにご相談ください。

【お問い合わせ先】

・税金	住民生活課 税務保険グループ税務係	電話：5-1115	告知端末機：5-8812
・後期高齢者医療保険料	住民生活課 税務保険グループ保険係	電話：5-1115	告知端末機：5-8812
・介護保険料	保健福祉課 戸籍福祉グループ社会福祉係	電話：5-1115	告知端末機：5-8813
・公営住宅料	建設管理課 管理グループ管理係	電話：5-1116	告知端末機：5-8816
・水道料、下水道料	建設管理課 管理グループ上下水道係	電話：5-1116	告知端末機：5-8816
・保育料	認定こども園	電話：5-1254	告知端末機：5-1254
・医療費	町立診療所	電話：5-1221	告知端末機：5-1221

道税の納め忘れはありませんか？

北海道宗谷総合振興局では、自動車税などの道税を納期限が過ぎても納付されていない方について、勤務先への給与照会や金融機関への預貯金等の調査など行った上で、差し押さえを執行しています。

特に、今月より年度末に向けて、滞納処分を強化することとしていますので、納め忘れがある場合は、至急納税してください。

なお、納税相談は随時受け付けていますので、病気や失業など特別な事情のある方はご相談ください。

お問い合わせ先：宗谷総合振興局 税務課納税係 電話：0162-33-2520